

## **(2) 住宅施策との連携** ※「住まいの場」の確保で議論

### ・公営住宅への入居促進

各自治体において、障害者世帯に対し、倍率優遇や戸数枠の設定などによる優先入居

### ・公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進

公営住宅の障害者グループホーム事業活用実績 【6件(平成8年)→539件(平成18年)】

## **(3) 地方自治体独自の家賃補助**

### ・家賃補助については各自治体によりそれぞれ独自の対応。

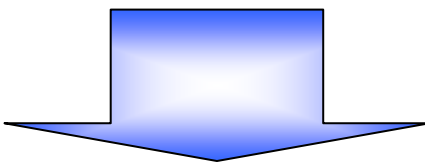
(例)グループホーム・ケアホームの家賃補助

・実施自治体数:6都県(東京都、千葉県、神奈川県等)、149市区町村(全市区町村の約8%)

・対象者:4,363人

・平均家賃補助額月約2.3万円(最低3,200円～最高69,800円) ※厚生労働省調べ(H19)

- **住宅費への対応は、障害者が地域で安心して暮らせるようにすることが目的である。こうした観点からは、住宅施策とも連携しつつ「現状」に挙げられているような対策を講じることにより、障害者が実際に低廉な家賃で住める場が提供されることがまず何より重要。**  
こうした施策は比較的最近取組が本格化してきたところであるが、より一層の推進が必要である。
- **また、障害者自立支援法の大きな柱である地域移行がまだ十分には進んでいないこと等を踏まえ、これを促進する観点から、何らかの対応を検討することも考えられる。**
- **ただし、仮に何らかの対応を検討する場合であっても、高齢者や母子家庭など他分野における政策との整合性や規模（財源）にも十分留意しながら慎重に検討することが必要。また、対象や手段についての検討も必要。**
- **なお、住宅費については、地域によって大きな違いがあることについても留意が必要。**



## 論点

- **住宅費への対応については、障害者が地域で安心して暮らせるという視点が重要であり、まずは住宅施策との連携などにより、低廉な家賃で暮らせる「住まいの場」の確保を積極的に進めるべきではないか。**
- **地域移行という観点から必要となる費用について、別途何らかの対応を検討すべきものはあるか。その場合、高齢者や母子施策などとの整合性・対象・手段等についてどのように考えるか。**